

徳島県道路メンテナンス会議 規約

(名称)

第1条 本会は、「徳島県道路メンテナンス会議」（以下、「本会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 徳島県内の関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

1. 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関する事。
2. 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関する事。
3. 道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関する事。
4. その他道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項

(組織)

第4条 本会議は、第2条の目的を達成するため、徳島県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者及び本会議が必要と認めるもので組織する。

2. 本会議には、会長を置くものとし、会長は国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長とする。
3. 本会議の構成は「別表」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
4. 会長に事故等があるときには、副会長がその職務を代行する。
5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。

(事務局)

第5条 本会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所および、徳島県県土整備部道路整備課に置く。

(規約の改正)

第6条 本規約の改正等は、本会議の協議により行うことができる。

(その他)

第7条 本会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成26年 5月29日から施行する。

専門部会として、徳島県跨道橋連絡部会を平成27年1月8日より設置する。

本規約は、平成27年 5月25日から一部変更する。(別表)

専門部会として、徳島県道路鉄道連絡会議を平成29年3月9日より設置する。

本規約は、令和 4年10月26日から一部変更する。(別表)

本規約は、令和 5年10月24日から一部変更する。(別表)

徳島県道路メンテナンス会議 名簿 (令和5年10月24日改正)

	所 属	役 職
会 長	国土交通省四国地方整備局	徳島河川国道事務所長
副会長	国土交通省四国地方整備局	徳島河川国道事務所副所長
副会長	徳島県県土整備部	道路整備課長
	国土交通省四国地方整備局	四国技術事務所長
	国土交通省四国地方整備局	道路部 道路保全企画官
	徳島市	都市建設部長
	鳴門市	経済建設部長
	小松島市	都市整備部長
	阿南市	建設部長
	吉野川市	建設部長
	阿波市	建設部長
	美馬市	経済建設部長
	三好市	建設部長
	勝浦町	建設課長
	上勝町	建設課参事兼課長
	佐那河内村	建設課長
	石井町	建設課長
	神山町	建設課長
	那賀町	建設課長
	牟岐町	建設課長
	美波町	建設課長
	海陽町	建設防災課長
	松茂町	建設課長
	北島町	建設課長
	藍住町	建設産業課長
	板野町	建設課長
	上板町	建設課長
	つるぎ町	建設課長
	東みよし町	建設課長
	西日本高速株式会社 四国支社	徳島高速道路事務所長
	本州四国連絡高速道路株式会社	鳴門管理センター所長
事務局	国土交通省四国地方整備局 徳島河川国道事務所	
	徳島県 県土整備部 道路局 道路整備課	